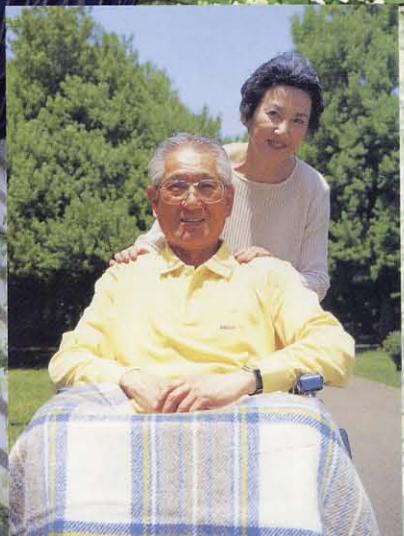


新静岡市さらなる飛躍をめざして

政令指定都市の 実現に向けて



政令指定都市をめざして

市長あいさつ

我が国は現在かつて経験したことのない変革の時代を迎えております。少子高齢化、グローバル化、情報ネットワーク化などの進展にともなう都市間競争の激化、さらには地方分権の進展による分権型社会の構築等、地方行政にも大きなうねりが押し寄せております。

この時代の流れに適切に対応し、さらなる市民福祉の向上に向けて、これまで以上に個性あるまちづくりが求められ、私たちのまちは私たちの手で、そして責任を持つ、という自立したまちづくりが求められています。

そのためには、これから社会情勢がどのように変化しても、それに耐えうる足腰の強い都市を作り上げていく必要があります。

平成15年4月1日に、この地域長年の歴史的課題であった静岡市と清水市の合併が実現し、新静岡市が誕生します。

新市発足後、直ちに、政令指定都市への移行に向けた準備を行い、その実現を目指すこととします。それは、現行の都市制度の中で最大の権能と財政力を持つ政令指定都市制度の適用を受けることが、足腰の強い都市を作る最も有効な手段であるからです。

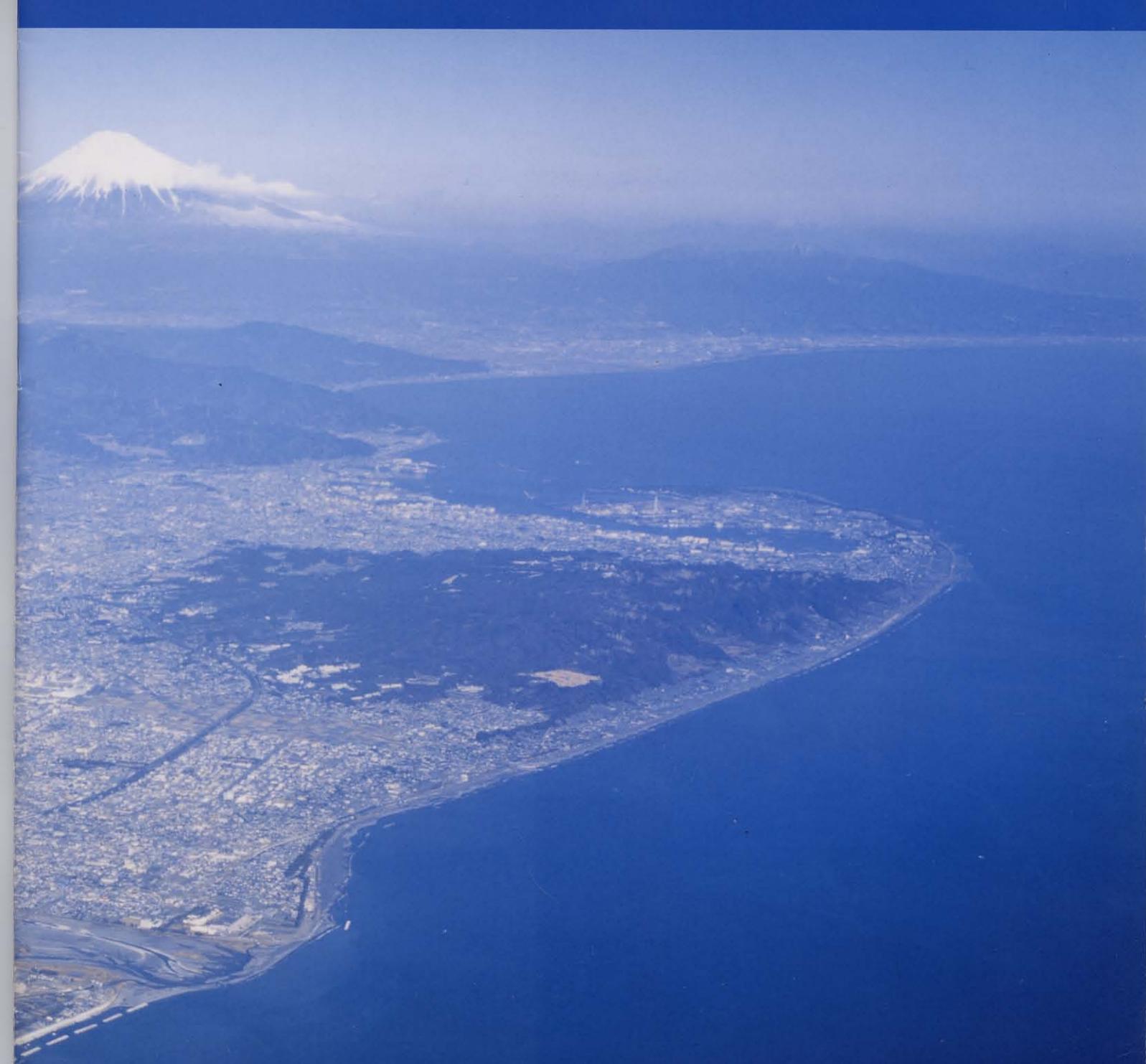
我が國の中核拠点都市にとどまらず、世界に羽ばたく国際都市として、50年、100年先を展望した、私たちの子供や孫に誇れるまちづくりのために、市民の皆さんとともに考え、力を合わせ、知恵を出し合い、政令指定都市の実現を目指していきましょう。

今後とも市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。



静岡市長
小嶋 善吉





新静岡市は、県内の行政、経済、教育、文化の中心都市であるとともに、特定重要港湾清水港を擁する物流の拠点都市となります。その特性を活かし魅力と活力あるまちづくりをさらに進めるため、私たちは政令指定都市をめざします。

中核市、合併・新静岡市、そして政令指定都市へ

急速に進む少子高齢化、都市間競争の激化、地方分権の進展など、地方都市を取り巻く環境は、大きな変革の時を迎えていました。

そこで静岡市では、この大きな時代の波に耐えうる足腰の強い都市にし、さらなる発展を目指すこととしました。その戦略とは「わがまち静岡を、日本に、世界に誇れる大都市の仲間入りをさせる」ということです。そのためには、一定規模以上の人団と産業の集積した大きな都市となり、力を蓄え内外に示すことが重要です。

戦略の第1歩(HOP)は、中核市への移行です。中核市の移行により多くの事務権限の移譲を受けることで市民サービスの向上に努め、政令指定都市に次ぐ都市の地位を得ることができました。

第2歩(STEP)は、静清合併です。清水市との合併によって、人口と産業の集積が一層促進され、我が国の大都市が備えるべき都市機能のほとんどを持っている都市となります。



そして、戦略の総仕上げが第3歩(JUMP)の、「政令指定都市への移行」です。

現行の都市制度の中で最大の権能と財政力を持つ政令指定都市への移行こそが、さらなる飛躍を遂げるステージなのです。



平成14年9月9日 総務大臣告示

平成14年7月15日 県知事「合併の決定」――

平成14年3月20日
第29回合併協議会において合併を「是」とする決定――

平成10年4月1日
静岡市・清水市合併協議会設置――

平成9年10月27日
合併協議会設置直接請求――



HOP

平成8年4月1日
中核市移行

平成7年 「市町村の合併の特例に関する法律」改正
(住民発議制度創設)

平成6年 中核市制度誕生

平成元年 市制施行100周年

明治22年4月1日
市制施行

静岡市

JUMP

平成17年4月1日
政令指定都市移行

(目標)

STEP

平成15年4月1日
新静岡市誕生



新静岡市は発足後2年を目標に
政令指定都市への移行を
目指します



平成13年4月1日
特例市移行

政令指定都市への準備

合併協議会が決定した「合併後2年以内を目指して政令指定都市に移行する」という目標を達成するためには、多くの準備事務があります。

- その主なものは、
- 区割を決定すること
 - 区役所を建設すること
 - 移譲事務の実施体制をととのえること
- などです。

これらの業務を今後2年間で処理するためには、相当ハードなスケジュールで実施していくかなければなりません。新静岡市発足後直ちに区割等を検討する審議会を設置し、市民の皆様のご意見をお伺いしながら、平成17年4月の政令指定都市の移行に向けて市民の皆さんと一体となって進めてまいります。

絶大なご支援、ご協力をよろしくお願ひいたします。

大正13年2月11日
市制施行

清水市



政令指定都市とは

政令指定都市とは、地方自治法第252条の19(大都市に関する特例)で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている都市のことと、大都市における行政運営を効率的に行うために創設された制度です。

現在、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の12市が指定されています。この中で、最も新しい政令指定都市は千葉市で、平成4年に人口83万余の時点で指定されています。また平成15年4月1日には、さいたま市が13番目の政令指定都市に移行することが決まっています。

政令指定都市の指定は、千葉市に見られるように「人口80万以上」が目安になっていましたが、平成13年8月に合併市町村に対する支援策を盛り込んだ政府の「市町村合併支援プラン」が発表され、この中で大規模な合併の場合に限り、政令指定都市指定の要件を緩和する方針が打ち出されました。これにより人口70万の新静岡市が政令指定都市になる可能性が確実になりました。

政令指定都市と中核市等との比較

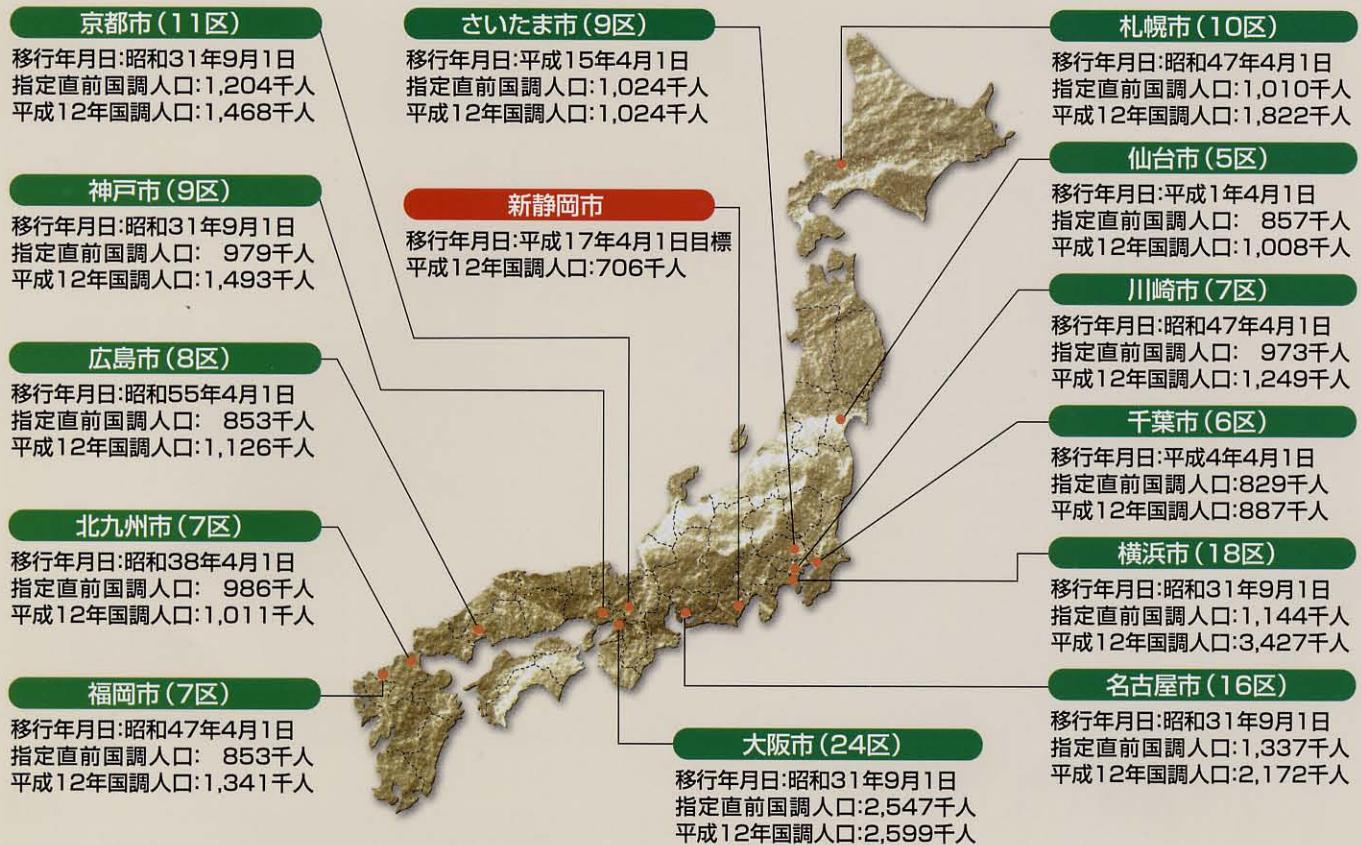
政令指定都市と中核市などの都市とはどう違うのでしょうか

DATA

政令指定都市・中核市・特例市・一般市との比較

| どんなまちが? どんな事務を? どんな仕組で? どんな財源で? | 政令指定都市 | 中核市(現静岡市) | 特例市(現清水市) | 一般市 |
|--|--|---|---|---|
| ? | <ul style="list-style-type: none"> ●政令で指定する人口50万人以上の市。人口規模、行政能力等において既存の政令指定都市と同等の実態になっている都市が指定されています。 ●市民サービスがより効果的、総合的に行えるようになります。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定区間外の国道、県道の管理 ・児童相談所の設置 ・教職員の任免、給与決定など ●区の設置により、きめこまかなく行政の展開が図れます。 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所が設置され、市民生活に密着したサービスが、身近なところで享受できます。 ・市議会議員・県議会議員の選挙も区ごとに行われ、住民自治がより密着したものになります。 ●大きな予算で、まちづくりが加速されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税が特別の基準で算定されます。 ・新たな財源として、石油ガス譲与税、軽油引取税交付金、宝くじ発売収益金などが交付されます。 ・地方道路譲与税、自動車取得税交付金などの増額が見込まれます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●人口30万人以上 ●市域の面積が100km以上 <ul style="list-style-type: none"> (人口50万人以上の市は面積要件除外) ●政令で指定されます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●人口20万人以上 ●政令で指定されます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●人口5万人以上 <ul style="list-style-type: none"> ただし、合併による場合は4万人以上(平成16年3月末までに合併した場合は3万人以上) ●基礎的な地方公共団体として市民生活に必要なサービスを行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の決定 ・清掃 ・市道の管理など ●本庁の出先機関として、支所、出張所などが設置できます。 |
| ? | | <ul style="list-style-type: none"> ●保健福祉衛生の分野では政令指定都市と同程度の事務を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置 ・身体障害者手帳の交付 ・屋外広告物の条例による設置制限など ●本庁の出先機関として、支所、出張所などが設置できます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●一般市より多くの事務が行えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域または市街化調整区域の開発行為の許可 ・騒音、悪臭、振動を規制する地域の指定 ・計量法に基づく勧告、定期検査など ●本庁の出先機関として、支所、出張所などが設置できます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●本庁の出先機関として、支所、出張所などが設置できます。 |
| ? | | | <ul style="list-style-type: none"> ●地方交付税の算定にあたって、事務に見合った経費が算入されます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●地方交付税の算定にあたって、事務に見合った経費が算入されます。 |

政令指定都市と新静岡市



DATA

政令指定都市が実現するまで

(他都市の例による)

政令指定都市は市民の皆様の熱意により実現します

政令指定都市移行に当たっての手続きについては法律で定められたものではなく、これまで政令指定都市に指定された都市では、右のような手続きを経て政令指定都市に移行しています。

国や県に対する積極的な働きかけ、強い要望により実現されるため、市から国・県に対し実現を要請するとともに、政令指定都市移行の「要望書」を提出するといった活発な行動が必要となります。このように政令指定都市の指定は、地元住民の熱意や要望を踏まえて行われますので、今後一層の市民の皆様の強いご支援、ご協力をお願いします。

市議会で政令指定都市に関する意見書を議決

知事・県議会に政令指定都市の実現を要望
(市から要望書を提出)

県議会で政令指定都市に関する意見書を議決

総務大臣に政令指定都市の実現を要望
(市、県から要望書を提出)

県と市による関係省庁への説明

政令指定都市移行の閣議決定

指定政令の公布

静岡市広域行政課

〒420-8602 静岡市追手町5番1号

電話:054-221-1022

ファクス:054-221-1295

発行／平成15年2月



古紙配合率100%再生紙を使用しています